

1 補助金の目的

市内事業者が保健所からの命令等により、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、市内の事業所を消毒した場合の経済的負担の軽減を図るために補助金を交付する。

2 補助金の交付対象者

補助金の交付対象者は、本市に事業所を有する法人または個人で以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第1項の規定による保健所の命令等を受けた者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員密接関係者に該当しないこと。

3 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満端数切捨て）とし、1回当たり上限50万円とする。

補助対象経費は、消毒作業外注費及び消毒作業用の物品購入（消費税及び地方消費税に相当する額は除く。）などに要した経費。なお、国、県、他市町村その他の団体等から助成金等を受けたときは、補助対象経費から当該金額を控除する。

4 施行日

この要綱は、告示の日から施行し、市内で最初の感染者が確認された令和2年6月22日から適用する。

5 予算額

令和2年度補正予算額 300万円（50万円×6件）。